

岡山県地域公益活動推進センター 「制度の狭間の課題解決モデル事業」実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、岡山県地域公益活動推進センター（以下、「県公益推進センター」という。）の「制度の狭間解決モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

モデル事業は、地域における制度の狭間の様々な課題に対応するため、基礎団体会員である社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会、並びに市町村域ネットワーク（以下、「基礎団体会員等」という。）が行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働のもと、創意工夫ある事業に取り組むものとし、先駆的な取組として情報を広く共有することにより、新たな発想に基づく支援の仕組みが、県内各地で創出されることを目的とする。

3. 実施主体（助成対象団体）・対象事業

- (1) モデル事業の実施主体は、基礎団体会員等とする。
- (2) 対象となる事業は、県公益推進センターがあらかじめ設定したテーマに基づく事業とし、別途定めるテーマごとの「実施要領」によるものとする。

4. 活動の支援等

県公益推進センターは、モデル事業の立上げ等にかかる経費の助成及び運営への支援・協力を行う。

- (1) 助成金額は、1実施主体あたり1か年度上限40万円で、助成期間は2か年度とする。
- (2) 指定数は、1テーマにつき3か所程度とする。
- (3) 県公益推進センターは、現状把握及び課題整理を事業実施基礎団体会員等と共に行うとともに、必要に応じ、運営への支援や連絡会、学習会等を実施する。
- (4) 県公益推進センターは、モデル指定年度終了ごとに、事業実施基礎団体会員等とともにモデル事業実施における効果・課題等についての評価・分析を行う。

5. 助成対象経費

この要綱に基づく助成金の交付対象経費は、別途定める「実施要領」によるものとする。

2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。

- (1) 役職員等の人件費
- (2) 飲食費（研修講師・委員等の茶代、弁当代を除く）
- (3) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託等）

6. 実施の申請

モデル事業を実施しようとする基礎団体会員等は、毎年度「事業実施申請書」（様式1）を作成し、別に定める期日までに県公益推進センターへ提出しなければならない。

7. 実施の決定及び助成金の交付

- (1) 県公益推進センターは、受理した「事業実施申請書」を運営委員会において審査し、モデル事業の実施を決定するものとする。
- (2) 県公益推進センターは、前項の規定により事業実施を決定した時は速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- (3) 県公益推進センターは、事業実施基礎団体会員等からの請求（様式2）に基づき、助成金を交付するものとする。

8. 実施の条件

モデル事業実施基礎団体会員等は、モデル事業の実施にあたり、次に掲げる事項について確実に取り組まなければならない。

- (1) 支援対象者等の安全への十分な配慮
- (2) 県公益推進センターが企画する交流・学習等事業や協議の場への協力及び参画
- (3) 県公益推進センターによる運営への助言等の受け入れ
- (4) 市町村社会福祉協議会との連携・協働
- (5) モデル事業期間終了後の継続した運営のための財源や実施体制に関する方策の検討
- (6) 関係機関・団体と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得ておくこと等、個人情報の取り扱いについて、適切な手続きを踏まえること。
- (7) 国、地方公共団体、他団体等から助成を受ける事業については、対象外とする。

9. 決定内容の変更等

モデル事業実施基礎団体会員等が、モデル事業の実施決定後の事情の変更により、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に県公益推進センターの承認を受けなければならない。

10. 実績報告

モデル事業実施基礎団体会員等は、毎年4月末日までに、県公益推進センターに「実施報告書」（様式3）を提出しなければならない。

11. モデル事業決定の取り消し

県公益推進センターは、モデル事業実施基礎団体会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、モデル事業の指定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

- (1) モデル事業実施基礎団体会員等から辞退の申し出があったとき。

- (2) モデル事業実施基礎団体会員等が活動を中止したとき。
- (3) モデル事業実施基礎団体会員等が、県公益推進センターからの退会等により実施主体の要件を欠いたとき。
- (4) モデル事業実施基礎団体会員等に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

1 2. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成34年度とする。

1 3. その他

この要綱に定めるもののほか、モデル事業の実施及び助成に関し、必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は平成30年4月1日から施行する。

本要綱は平成30年6月26日から施行する。